

特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟
役員候補者推薦委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟（以下、「本連盟」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 役員候補者推薦委員会（以下、「推薦委員会」とする。）は、役員候補者を選出し、理事会及び社員総会に提出することを任務とする。

(招集)

第3条 委員長は、役員を選任を行う理事会及び社員総会の開催に先立ち、推薦委員会の開催及び委員の招集を行う。

(議決)

第4条 推薦委員会の決議は、全体委員数の3分の2以上の出席と、その過半数をもって決する。

(情報提供)

第5条 前2条の審議にあたり、理事会及び社員総会では議長の要請に応じて、理事及び監事候補者に関する情報を提供しなければならない。

(推薦候補者名簿及び議事録)

第6条 推薦委員会は、議事終了後速やかに推薦される役員候補者の名簿を作成し、理事会並びに社員総会に提出しなければならない。

(任期)

第7条 推薦委員会の任期は、就任後初めて開催される社員総会の終結の時までとする。また、推薦委員会の委員は、辞任又は任期満了においても、定員に足りなくなるときは新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行うものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議によって行う。

(付則)

この規定は令和4年1月1日から施行する。